

1. 道路法改正に伴う特殊車両通行許可制度の変更点の概要

大型車を誘導すべき道路(大型車誘導区間)の導入により、大型車誘導区間の許可基準を満たす申請は、以下の点が変更となります。

① 迅速な審査の対象

－申請書類に不備がない場合は迅速に処理(オンライン申請のみ)

② 直轄国道事務所での受付範囲の拡大(国への申請のみ)

－経路に高速自動車国道を含めば受付可能

③ 手数料の変更(国への申請のみ)

－1経路200円⇒160円

大型車誘導区間の許可基準を満たす申請とは、

車両諸元、通行経路について、
右記の条件を満たす申請です。

特例5車種
バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ運搬用、自動車運搬用
追加3車種
あおり型、スタンション型、船底型

車両諸元					
	国際海上 コンテナ車	新規格車		その他の限度超過車両	
		単車	連結車 追加3車種 特例5車種	単車	連結車
幅	2.5m以下				
高さ	4.1m以下	3.8m以下		4.1m以下	
長さ	17m以下	12m以下		12m以下	セミトレーラ連結車 17m以下 フルトレーラ連結車 19m以下 ダブルス 21m以下
最小回転半径	12m以下				
総重量	44t以下	25t以下	26t以下	39t以下	44t以下
軸重	11.5t以下	10t以下			
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合 18 t以下 1.8 m以上の場合 20 t以下 (隣り合う車軸に係る軸距が1.3 m 以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重が いずれも9.5t 以下の場合 19t 以下)				
輪荷重	5.75t以下	5t以下			
通行経路					
通行経路	大型車誘導区間のみを通行していること				

(車両の通行の許可の手続き等を定める省令 第七条)